

記

1. 現行の東証「四半期開示制度」と今後の「決算短信」の充実

現行の東京証券取引等(自主規制機関)による「四半期開示制度」は、平成 16 年度 4 月以降に開始する第 1 四半期及び第 3 四半期における「四半期財務・業績の概況」を開示する等、現行の半期報告制度のもとで、企業財務内容の補完的な開示機能を果たしているものと認識されている。また、この度の「金融商品取引法」成立に伴う「四半期開示の法制化」により、四半期財務諸表の作成基準も明確になり、証券市場での透明性を高めた開示制度の大きな一歩を踏み出したものと評価している。一方、今後の開示時期は、四半期開示終了後、最低限 45 日(米国は 35 日に短縮)の日数を要するので、市場関係者により早期開示が求められている。

東証では、法定開示(有価証券報告書)に先立ち、上場会社の業績が纏まった時点で、投資者に迅速な速報(決算短信)がなされている。

東証での「決算短信に関する研究会報告」を踏まえ、連結財務諸表作成会社の単体情報開示の一層の充実を図る方向での連携強化等の措置を願いたい。

【補足】

東証は平成 18 年 3 月、決算情報のより適切な開示に向けて「決算短信に関する研究会報告」では、「連結財務諸表作成会社における単体情報は、連結情報が決算情報の中心として定着している反面、配当は個別財務諸表の制約を受けることや連結ベースでの分析における補完情報としての利用ニーズもなお認められることを踏まえ、全社に対して最低限度の基礎的な情報の開示を求めた上で、簡略化を図る。」(6.単体情報 10 ページ)

2. 四半期連結企業における固体(単体)財務開示情報の充実

最初に、四半期連結財務諸表作成会社における四半期個別財務諸表の開示の要否に関する当委員会での検討経緯について、凡そ下記の通り了解している。次に要望を述べる。

2.1 検討経緯

1) 平成 17 年 6 月金融審議会「四半期開示のあり方」では、検討の前提事項として、四半期連結財務諸表作成会社における四半期個別財務諸表の開示について、結論的には、「四半期財務諸表の内容は、原則として連結ベースで記載する。必要に応じて単体情報についても開示すること(特に、第 2 四半期)」との指示・要請。(第 5 項③、4 ページ)

2) 平成 17 年 12 月「論点整理」では、四半期連結財務諸表作成会社における四半期個別財務諸表の開示の要否については、「金融審議会報告によれば、最終的には、財務諸表利用

者の開示ニーズを踏まえた開示制度の判断がなされることが示唆されている。」との主な理由を掲げて、「情報開示の制度設計全般に関わる事柄であり、四半期財務諸表の作成基準のみに関わるものでないため、本論点整理においては取上げない。」(第 18 項、7～8 ページ)との論外論。

3) 今回の会計基準公開草案では、四半期連結財務諸表作成会社における四半期個別財務諸表の開示関連については、別段の理由なしに、次の 3 項目が示された。

(1) 本公開草案の概要

「四半期個別財務諸表の範囲」において、「また、四半期連結財務諸表を作成する場合には、四半期個別財務諸表の開示を要しない。」(会計基準公開草案第 6 項参照)、「また、」による追加的な逃避論

(2) 会計基準公開草案(第 6 項)

「四半期個別財務諸表の範囲」では、「四半期個別財務諸表の範囲は、四半期個別貸借対照表、四半期個別損益計算書及び四半期個別キャッシュ・フロー計算書とする。ただし、四半期連結財務諸表を作成する場合には、四半期個別財務諸表の開示を要しない。」(会計基準公開草案第 6 項、2～3 ページ参照)「但し書き」による問題逃避論。

3) 「検討の前提」、「金融審議会報告の内容」

金融審議会報告の内容では、「②原則として四半期連結財務諸表ベースでの開示のみが認められ、特定の会社を除き四半期個別財務諸表の開示は求めない。」(第 31 項、12 ページ)との独断先行論。

4) 「四半期連結財務諸表の作成基準」の註記事項

註記事項(第 19 項)(21)では、「企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を断定するために重要なその他の事項」としての註記事項による消極論。

以上、四半期連結財務諸表作成会社における四半期個別財務諸表の開示は、「特定の会社を除き四半期個別財務諸表の開示は求めない。」ことを前提(独断先行)に、註記事項(第 19 項)(21)として、「企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を断定するために重要なその他の事項」の註記に止められている。

2.2.個別財務情報開示の充実

連結企業における個別(本体)財務情報は、有価証券報告書の提出会社として、また、会社法制上、配当は個別財務諸表の制約を受けるなど連結情報とともに極めて重要である。最近の経営のグローバル化・多様化によるコングロマリット化、更には、完全(純粋)持株会社の出現に伴い、企業の本体と連結事業との関連の実態把握が、益々、困難な状況下にあるので、両者の関連を明確にする必要がある。

1) 四半期連結財務諸表作成会社における四半期個別財務諸表の開示については、排除の理論でなく、四半期財務諸表作成基準において、半期個別財務情報の重要性を強調する。一方、註記事項については、連結会社における親子関連を明確にするとともに、連結情報の

優先順位を現在の最下位(21位)からもっと上位に上げること。

- 2) 連結企業における事業本体の個別財務情報は、下記の理由により、極めて必要性が高いため、連結財務諸表における註記事項については、多くの例示等を挙げるなど、個別(単体)財務情報開示の充実を図る必要がある。(例えば、少なくとも)
- (1) 連結会社における親会社と関連子会社との具体的な関連情報の開示(再掲)
 - (2) 現行の東証等における「四半期財務・業績の概況(個別)」に準じた四半期財務情報の開示
 - (3) 単体情報の概要を示す「個別経営成績と財政状態に関する主要指標」とその前年同期及び前期比較など
 - (4) 個別財務諸表の収支状況と四半期配当に関する開示情報など

2.3 個別開示情報の必要性(補足説明)

(1) 連結財務諸表の作成基本は、連結企業の根幹をなす基本的な四半期個別財務諸表の作成にある。最近の連結化・コングロマリット化に伴い、企業の本体と連結との実態把握が、益々、困難な状況下にある。例え、セグメント情報[註記事項]により、連結企業の活動状況とその収支関連は明確になるが、個別(単体)決算の業績開示が不十分であれば、連結と個別単体との全体像が不明となり、その結果、連結決算と個別(単体)決算の業績比較は不可能である。

(2) 大多数の投資家は、投資判断の重要な要素として、連結財務諸表の業績と併せ、個別財務諸表の業績との比較検討を行っている。現在、連結財務諸表を提出している上場

会社における連結決算と個別(単体)決算の業績比較は、連結決算と個別(単体)決算上の株価収益率(PER)の比較を行い、次に、連結決算における販売収益と純利益に対し、個別(単体)決算における販売収益と純利益が、それぞれ比較されて算出される「連単倍率」を参考に投資を行っている。最近の持株会社での連単倍率の高い連結企業の連結業績と個別(単体)決算の業績比較においては、連結決算では、増収・増益であっても、個別(単体)では、減収・減益など、連結企業によっては、連・単両者の業績比較にかなりの隔たりが認められる。投資家は、当該企業への投資は差し控える。若し、個別(単体)決算の業績開示がなければ、情報不足勝ちの個人投資家は損失を蒙る。

(3) 平成18年5月新商法の施行を受け、3月期末決算の97%が定款変更を株主総会に提案する予定とされ、その内、取締役会への利益配分の権限移行が21.5%、株主への利益配分の回数増加は17.6%と報道されている(日本経済新聞日刊平成18年6月19日第一紙面)。また、四半期配当は120社を超すとも報道(同日刊平成18年5月21日第一紙面)されている。配当は個別財務諸表の制約を受けているので、四半期個別財務諸表の「単体情報の開示」は必要である。

最近では、親会社での連結子会社による利益操作が多発し、問題視されている。「四半期個別財務諸表の個別情報開示」は、前述の東証「決算短信に関する研究報告」における単

体情報の重要性に鑑み、連結ベース分析の補完情報としても利用されそのニーズが認められているので、四半期財務諸表作成基準において、個別情報開示の必要性についての文書表現に加え、注記事項の開示充実を図る必要がある。

以 上